

宮前区役所広報・広聴会議設置要綱

〔平成16年5月7日〕
16川宮総第116号

(目的及び設置)

第1条 宮前区役所において、区が実施する事務事業等を計画的に広報するとともに、広く区民から意見を聴くことにより、区役所の事務事業等を効果的に展開し、区民サービスの向上と区民ニーズの実現を図るため、宮前区役所広報・広聴会議(以下「会議」という。)を設置する。

(構成等)

第2条 会議は、次の職員で構成する。

- (1) 区長
- (2) 副区長
- (3) 総務課長
- (4) 企画課長
- (5) その他次条で定める検討事項ごとに区長が必要と認める職員

2 会議は、宮前区副区長を議長とする。

(検討事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 川崎市市政だより宮前区版の編集に関する事。
- (2) 宮前区インターネットホームページの運営に関する事。
- (3) 事業の広報の実施方法等に関する事。
- (4) 区民への広聴の実施方法等に関する事。
- (5) その他区長が必要と認める事項

(会議の招集)

第4条 会議は必要に応じて、議長が召集する。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月17日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。